I. 被災地の復旧・復興

- (1) 平成28年度から平成32年度までの復興・創生期間における新たな枠組みに基づき、東日本大震災からの復興を加速。
- (2) 熊本地震で被災した地域における住宅再建・まちづくりや基幹インフラの復旧等を着実に推進。

(1) 東日本大震災からの復興・創生

(注) 復興庁計上

(a) 住宅再建・復興まちづくりの加速 [2 億円]

被災地における住宅再建・復興まちづくりの取組を着実に推進する。

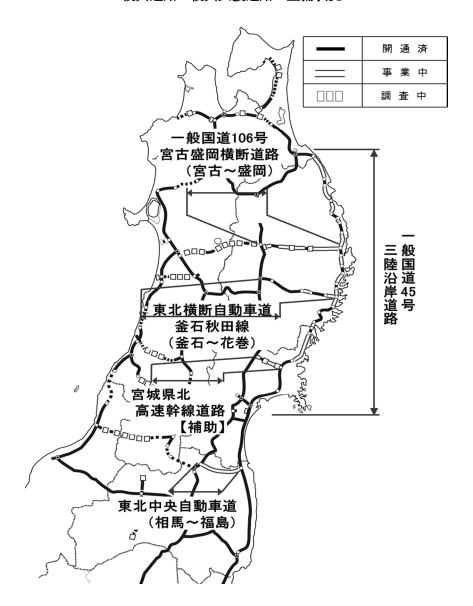
- 「住まいの復興工程表」等に基づく災害公営住宅等の整備の支援
- ・地籍整備による土地境界の明確化の推進

(b) インフラの整備 [2,832 億円]

被災地の迅速な復興に必要となるインフラの着実な整備を進める。

- 復興道路・復興支援道路の緊急整備等の推進
- ・海上物流・エネルギー輸入拠点の形成等に必要な港湾施設の整備の推進
- 海岸保全施設の整備、緑の防潮堤を含む粘り強い海岸堤防等の整備の推進
- 堤防の嵩上げや耐震化など河川管理施設の整備の推進
- 東日本大震災で土砂災害が発生した箇所等における土砂災害対策の推進
- 復興の進捗に伴う下水道施設整備及び地盤沈下地区の雨水排水施設整備の推進
- 復興の象徴となる国営追悼・祈念施設(仮称)の整備の推進

<復興道路・復興支援道路の整備状況>



(c)被災地の公共交通に対する支援 [14 億円]

被災者の暮らしを支える被災地のバス交通等について、住宅再建・復興まちづくり の進捗に応じた柔軟な支援を継続する。

(d) 被災地の観光振興 [57 億円]

風評被害払拭のため、地域の発案によるインバウンドの取組を支援し、観光魅力を 海外へ発信するとともに、福島県の震災復興に資する国内観光関連事業を支援する。

(2) 熊本地震からの復旧・復興

(a) 住宅再建・復興まちづくりの加速 [防災・安全交付金等の内数]

被災地における住宅再建・復興まちづくりの取組を着実に推進する。

- ・ 宅地の復旧・耐震化の支援
- 土地区画整理事業等による被災市街地の復興
- 災害公営住宅の整備、被災マンションの建替えの推進等の支援
- 地籍整備による土地境界の明確化の推進

(b) インフラの整備 [防災・安全交付金等の内数]

被災地の迅速な復旧・復興に必要となるインフラの着実な整備を進める。

- 公共土木施設、公営住宅等の災害復旧の推進
- 復興を支援する道路の整備の推進
- 河川管理施設や下水道施設の耐震化の推進
- 港湾施設の耐震化の推進
- ・熊本地震で土砂災害が発生した箇所等における土砂災害対策の推進
- 熊本城の早期復旧と耐震化の推進

(c)被災地の公共交通に対する支援

[鉄道施設総合安全対策事業費補助等の内数]

被災者の暮らしを支える被災地の公共交通について支援を行う。

(d)被災地の観光振興

[国と地方の連携によるビジット・ジャパン事業の内数]

被災地における観光振興のため、インバウンドの取組を支援し、観光魅力を海外に 発信する。